

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和3年10月12日(火) 9時58分～11時11分		
開始場所	広島合同庁舎2号館7階 共用第5号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県船舶製造・修理業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められた。</p> <p>労働者側からは、「県最賃のアップ額 28 円に船舶事業としての優位性、格差改善分として、基幹労連で調査した企業内最低賃金引上分、春闘における 300 人未満企業の賃金額回答の平均分 5 円を加え、33 円を引上げ額として提示したい。」との意見表明があった。</p> <p>それに対して、使用者側からは、「コロナ禍で先行きも不透明であり、最新の資料でも広島県内造船業の景況感は良くない。現実に操業も低下し、材料価格も高騰し、中小零細企業の雇用喪失が実際に起こっており、現状でも 4～5 割の協力会の仕事が失われている状況である。最低賃金を引上げることにより、更に協力会の仕事を失わせるのではないか。事業の方向転換をせざるを得ない中で、会社を存続させるため、事業規模を縮小して労働者を削減している状況のさなかに賃上げを行うことで、雇用を守ることができるのか違和感を覚える。賃上げを行うにしても 1 桁台の 8 円か 9 円がギリギリのところである。」との意見表明があった。</p> <p>その後、再度協議を重ね、労働者側が 32 円の引上げに歩み寄ったが、使用者側は本日持ち帰り、次回再度審議を行いたいとして、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会 日時・会場 10月26日(火) 午後1時00分～ 合同庁舎2号館5階 特別会議室 主な議題 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について</p>			